

各位

2023年11月28日  
讀賣テレビ放送株式会社

## 当社社員の不正行為について

当社管理職社員が、飲食費用等を番組制作会社に「追加演出費」名目で当社に水増し請求させた上で、自らに現金で還流させていました。また、同番組制作会社に用途不明瞭な「プール金」を含めた不正請求をするよう指示し、当社に支払わせていました。

当社では、今回の事態を重く受け止め、本日付で当該社員と管理監督者に対し処分を行いました。当該社員は全額弁済の意思を示しています。

社員がこのような不正行為を行い、関係者ならびに視聴者の皆様の信頼を裏切る結果となりましたことを、心から深くお詫びいたします。

また引き続き、過去に同様の事例がなかったか調査を行うとともに、社内のチェック体制を強化し再発防止に努めてまいります。

### 【事案の概要】

#### 1) 不正を行った社員

制作局所属 40 歳代の男性管理職社員（11 月 28 日付で懲戒解雇）

#### 2) 発覚の経緯と不正行為について

2023 年 7 月、当社が制作する関西ローカルの音楽番組『カミオト夜』の経費が毎月の予算を大きく上回る状態が続いたため経理局が精査したところ、当該社員（以下「社員」）が番組を担当した期間に番組制作会社（以下「A 社」）から「追加演出費」名目で多額の請求が続いていたことが分かりました。

社員や A 社への聞き取りの結果、社員が飲食した際の領収書を月ごとにまとめて A 社に渡し、A 社がその合計額を番組の「追加演出費」に上乘せして当社に請求、一方で社員は A 社から領収書の合計額と同額を現金で受け取っていたことが判明しました。不正期間は 3 年 3 か月（2020 年 4 月から 2023 年 6 月まで）で、不正総額は約 877 万円に上ります。（※以上事案①）

また、社員は A 社に「追加演出費」名目の請求に、対価性が不明瞭な「プール金」を含めさせたり、同じく対価性が不明瞭な「追加撮影費」名目の請求をさせたりして当社に支払わせていました。これらは総額約 506 万円に上ります。（※以上事案②）

社員は、事案①について「新型コロナで飲食禁止になったが社外関係者との飲食が重なり、会社では精算に困り A 社に相談した。会社で精算できない内容のものもあった」などとし、事案②については「次年度に必要なとなると予想される費用に将来補填してもらうため、前年度末で番組

予算が余った分を A 社に請求させ、必要な時に使うようにしてもらった」「自分が担当する別の番組の経費が含まれている」などと話しています。また A 社によると事案②で受け取った支払い分は全額、業務上の費用に充てたということです。

社員は当社から不正に支出された全額（計約 1383 万円）について弁済の意思を示しています。事案①、②の金額の詳細は以下の通りです。

【※事案①】「追加演出費」名目

2020 年 4 月～2021 年 2 月	約 245 万円	
2021 年 3 月～2022 年 2 月	約 194 万円	
2022 年 3 月～2023 年 2 月	約 270 万円	
2023 年 3 月～2023 年 6 月	約 168 万円	<u>計約 877 万円</u>

【※事案②】

2020 年 7・8・9 月	「追加撮影費」名目	各月約 88 万円	(計約 264 万円)
2021 年 3 月	「追加演出費」名目 (「プール金」)	約 165 万円	
2022 年 3 月	「追加演出費」名目 (「プール金」)	約 77 万円	<u>計約 506 万円</u>

3) 社内調査

人事局、経理局、経営戦略局（社内弁護士 2 人含む）の担当者が、複数の弁護士事務所の協力、指導を受けて調査を実施。社員並びに A 社関係者の他、社員の上長ら社内関係者 11 人に聞き取りを行いました。

4) 不正行為の背景

- ・不正は社員が単独で考え、社員が関係の深い A 社関係者を巻き込む形で行ったと考えています。
- ・動機は、本来支給されない費用の回収を図るために不正な手段での経費処理を始めたと推察されます。
- ・コロナ禍で業務上の飲食が禁止されていたにもかかわらず、ルールが徹底されず、社として禁止行為を見抜くことができませんでした。
- ・A 社は、社員との関係を重視し、不正に加担させられたと考えています。
- ・追加演出費等の発生は、委託契約で想定していなかった業務を追加した等の特別なケースであるという認識が社員に徹底されていませんでした。
- ・社員の上長は A 社への支払いについての詳細な確認をせず、請求伝票を承認。経費精算伝票をチェックする業務部、および最終的に経理精算伝票を確認する経理局での伝票チェックも形式上にとどまり、監視機能が働いていませんでした。

## 5) 当社の対応

### 1. 当該社員らの処分（11月28日付）

- ①当該社員 懲戒解雇
- ②社員の当時の上司（3人） 減給
- ③経理責任者（2人）、制作局の業務担当責任者 譴責

### 役員報酬の一部自主返納について

代表取締役社長および制作局長（当時）より、今回の問題の経営責任を明確にするため、役員報酬の一部自主返納の申し出がありました。

自主返納の内容 代表取締役社長 大橋善光 取締役 武野一起  
月額報酬の10%（2023年12月から1か月間）

### 2. 番組について

音楽番組『カミオト夜』を2023年内で休止します。

### 3. 制作プロダクション（A社）との取引

A社にはすでに個別に今回の調査結果や再発防止策等をご説明するとともに、不正に巻き込んだことについて謝罪をしております。また、適正な制作体制が再構築できるまでの間、当社から取引の辞退を申し入れております。

### 4. 税務・会計上の対応

過年度の流用額確定後に年度ごとに流用額を費用から除外し修正申告を行います。修正申告の対象は法人税・地方税・事業税・消費税であり、その後追加納税を行います。追加納税額は会計上2023年度の法人税および租税公課に繰り入れます。

## 6) 再発防止に向けて

### 1. コンプライアンス徹底 ガバナンス再構築

本日、全社説明会を開催しました。会では事案を説明した上で、「取材先との適切な関係」「精算の適正化」といったコンプライアンスの徹底、「チェック体制強化」等ガバナンス再構築の必要性を確認しました。今後も各部署等で具体的な研修などを行ってまいります。

このほか、当社ホームページに掲載している「公正な取引の維持」（取引先の皆様からの贈答や接待はお受けしません）を徹底するとともに、取引先へヒアリングを行い、内部通報制度を周知する等の取り組みを進めます。

## 2. 経理調査の実施

- ・社外の3人の公認会計士の協力を得ながら客観的な経理調査を実施します。

### ◆調査対象伝票

2020年度～2023年度上半期（3年6か月間）に計上された伝票のうち

- ①追加制作費名目で請求された制作費伝票 1666件
- ②番組制作費に紐づいた飲食交際費伝票 3243件

（※前回の税務調査では2017年度～2019年度分を実施済み）

### ◆調査方法

- ①それぞれの取引に関して明細や対価性を確認します。制作担当者に対面ヒアリングを行うほか、取引先への反面調査を実施します。
  - ②それぞれの飲食交際費伝票について領収書、飲食申請書を再確認します。該当する職員にヒアリングを行い、業務関連性を再度チェックします。また飲食店への反面調査を実施します。
- ・なお「プール金」については取締役副社長をトップとする社内調査委員会を設置し、外部有識者の協力を得ながら調査を進めます。

## 3. 経理局監査体制および予算構造・ガイドラインの見直し

- ・各局業務部と連携し、伝票の監査体制を強化します。明細書、領収書等の添付の徹底を進めるとともに、明細があいまいな請求は支払いを留保するなどチェックを強化します。
- ・番組制作費等による飲食交際費支出を中止し、局別の経費から支出することといたします。局単位で一括管理することで透明化、相互牽制を働かせ、飲食費支出の一層の“見える化”を進めてまいります。
- ・「飲食費支出に関するガイドライン」を全面改訂しガバナンス強化に努めます。
- ・社内ポータル上の経理サイトを活用し、飲食交際費の支出要件や業務関連性の事例を周知し、社内全体の意識改革を進めてまいります。
- ・監査業務を強化するため新規採用も含め今年度中に複数名の専門人材の増員を図ります。

このほか、社内外からの意見を取り入れ、当社に欠けていた点、改めるべき点を徹底検証した上で、全社を挙げて再発防止に取り組み、今回の問題をきっかけに、これまで以上に皆様に信頼される放送局となるよう不断の努力を重ねてまいります。